

## 産山村地域おこし協力隊募集要項

令和7年度地域おこし協力隊募集を次のとおり実施します。

### ■募集概要

産山村（うぶやまむら）は、熊本県にある人口1,400人ほどの自然に恵まれた小さな村です。全国名水百選の“池山水源”をはじめとする豊富な湧水を用いた農業と、日本有数の草原で営まれる畜産が主要産業です。九重連山と阿蘇五岳を望む高原に位置し、かの種田山頭火が「すすきのひかりさえぎるものなし」と句を詠んだ見渡す限りの絶景と、夏でも冷涼な気候に魅せられ、多くの観光客が訪れる“阿蘇”に属します。

本村は阿蘇外輪山の標高500～1,000mに位置することから夏は涼しく過ごしやすいのですが、冬は大変厳しい寒さとなります。また、村内には信号機がひとつもなく、主な移動手段は自家用車、最寄りのコンビニまで車で15分とやや不便なところもあります。しかしながら、村の水道水は阿蘇山系に降った雨が長い時間をかけて湧き出たミネラルウォーターが使われ、夜は虫の音が響き、朝は鳥のさえずりが聞こえるような環境を持った村で、移住者への各種支援制度も充実しています。

その一方、近年では買い物・通勤・通学の不便さや就業機会の減少により、少子高齢化と人口流出が進み、過疎化が本村の大きな課題となっています。

これを受けて、産山村に新たな生業を創り出し、村の“稼ぐ力”を強化することを目的とする「稼げる村づくり」をスローガンに掲げ、令和4年3月に一般社団法人「うぶやま未来ラボ」を新設したところです。

当法人にて主に、特産品開発とふるさと納税業務に従事してくださる方、移住者と村民とをつなぐ活動に取り組んでいただける方を募集します。

また、第三型公共事業（第3セクター）である「株式会社うぶやま」は、地域に根差した企業活動を通じて村の発展に貢献し、将来性のある地元の人気企業を目指しており、観光施設事業（宿泊施設・物販・飲食施設・公園の管理運営 等）を行っています。

当法人にて、会社全般の管理に携わってくださる方、地域密着型コミュニティスーパーで販売員をお任せできる方を募集します。

なお、役場にて、主に村の広報や移住・定住関係業務に従事してくださる方も募集します。

そして、任期終了後は起業・就業を目指し、将来にわたって産山村で暮らしていただける方を希望します。

## ■募集人数

5名程度

※現在7名の地域おこし協力隊員が活動しています。

## ■募集業務概要

### ①村産品の開発に関する活動

うぶやま未来ラボにて、村の特産品開発とふるさと納税業務を通して地域活性化に取り組んでいただきます。

#### 【活動例】

- ・特産品開発を通じた地域活性化
- ・特産品販売に係るふるさと納税業務全般
- ・ふるさと納税ポータルサイトの運営
- ・上記の活動に関する情報発信

### ②移住・定住の推進に関する業務

うぶやま未来ラボにて、村への移住希望者の相談に応じるほか、移住者と村民とをつなぐ取組みを通して産山村への移住・定住を促進していただきます。

#### 【活動例】

- ・移住希望者への相談対応
- ・移住者のフォローアップ（移住検討時から移住後まで）
- ・産山村の魅力、生活に関する情報の移住者目線での発信
- ・空家バンク、お試し住宅の運用

### ③会社全般の管理に関する業務

株式会社うぶやま（第3セクター）の運営や管理など、会社経営全般に携わっていただきます。

#### 【活動例】

- ・会社運営業務
- ・施設の管理運営等

### ④コミュニティスーパーでの販売に関する業務

株式会社うぶやま（第3セクター）が経営する「うぶマート」にて、レジ業務や接客、売上管理等の業務に従事していただきます。

### 【活動例】

- ・地域ニーズの把握、商品の選定・発注
- ・レジ業務、接客、売上管理
- ・販促企画立案・実施

### ⑤村広報、移住・定住に関する活動

産山村役場にて、主に村の広報や移住・定住関係業務に携わっていただきます。

### 【活動例】

- ・村広報誌の作成
- ・移住・定住の促進
- ・空き家バンク、お試し住宅の運営・管理

### 【着任予定日】

最終選考実施月の翌月 1 日から（要相談）

## ■活動場所

産山村全域

## ■応募資格

- 1 年齢 2025年1月1日現在で満20歳以上
- 2 性別 問わない
- 3 国籍 問わない
- 4 応募日現在で3大都市圏をはじめとする都市地域等（条件不利地域は除く）から産山村に生活の拠点を移し、住民票を産山村に異動できる方
- 5 産山村に1年以上の滞在を予定し、定住を考えている方
- 6 地域おこしに意欲と情熱を持っている方。地域の祭りやイベントなどに積極的に参加する意思があるとともに、地域住民と相談・連携・協力しながら、地域の活性化のために活動できる方
- 7 普通自動車運転免許を取得又は取得見込の方
- 8 産山村の条例や規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- 9 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方
- 10 パソコン操作（Microsoft Word/Excel/PowerPoint）及び各種 SNS による情報発信ができる方。※Adobe Photoshop/Illustrator 等のソフトウェアの操作ができると尚可

## ■雇用形態・期間

- 1 産山村の会計年度任用職員として、産山村長が委嘱します。
- 2 委嘱期間は着任日から令和8年3月31日までです。  
※年度ごとに継続の意思の確認並びに人事評価を行ったうえで更新し、最長で3年間まで延長することができます。  
※活動開始日については、調整が可能です。お気軽にご相談ください。
- 3 地域おこし協力隊員として相応しくないと判断した場合等は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。

## ■待遇・福利厚生

- 1 報 酬 月額193,000円  
※通勤手当あり（条件あり）  
※期末・勤勉手当あり（年2回支給（条件あり））  
※退職金なし  
※月途中の就退任等、既定の日数に満たない勤務月については日割り等計算します。
- 2 保 険 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
- 3 勤務時間 原則月115時間（日7時間45分）  
※夜間及び休日等の勤務は、月間勤務時間内で調整します。  
※副業は可能ですが、事前にご相談ください。
- 4 助 成 活動期間中の住居は産山村が用意し、家賃を負担します。  
※転居にかかる費用、生活備品、水道光熱費は個人負担です。  
※活動期間終了後も引き続き居住する場合は、期間終了の翌月分から敷金及び家賃が発生し、個人負担となります。
- 5 そ の 他 着任までに要する経費、引っ越しや生活必需品（家電等を含む）、水道光熱費等は自己負担です。  
活動に必要な経費は、予算の範囲内で産山村が負担します。  
地域おこし協力隊の活動に必要な車両は産山村が準備します。  
※日常生活・通勤用の自家用車等は、各自でご準備をお願いします。

## ■応募手続き

- 1 受付期間 随時  
（土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く）  
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（郵送可）

- 2 提出書類 ①産山村地域おこし協力隊応募用紙（別記様式）  
②運転免許証の写し  
③住民票の写し
- 3 提出先 産山村 総務課（持参、郵送どちらも可）  
※郵送する場合は、表に「産山村地域おこし協力隊応募」と朱書した封筒に入れて必ず簡易書留郵便で送付してください。

## ■選考方法

- 1 第1次選考（書類審査）  
提出書類を基に選考し、結果は応募者全員に文書又は電話等で通知します。なお、提出いただいた書類の内容について電話等で確認することがあります。
- 2 第2次選考（面接）  
第1次審査合格者を対象に、面接による第2次審査を実施します。  
第2次選考（面接）に要する交通費・宿泊費等は個人負担となります。なお、九州外等の遠方の方は、オンラインビデオ会議サービスを利用して面接試験を実施する場合があります。
- 3 最終選考結果の報告  
最終結果は、第2次選考参加者全員に文書又は電話等で通知します。

## ■応募先・お問い合わせ先

産山村 総務課（担当：澁谷）

所在地：〒869-2703 熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿488番地3

電話：0967-25-2211（FAX：0967-25-2864）

メール：[kaori-s@ubuyama-v.jp](mailto:kaori-s@ubuyama-v.jp)

URL：<https://www.ubuyama-v.jp>

- ※1 3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部を指す。
- ※2 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいう。
  - ①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）
  - ②山村振興法
  - ③離島振興法
  - ④半島振興法

- ⑤奄美群島振興開発特別措置法
- ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法
- ⑦沖縄振興特別措置法

条件不利地域を有する市町村であっても、区域によって対象となる場合もありますので、具体的な都地名等、不明な点はお問い合わせ下さい。

※3 地方公務員法第16条の欠格事項は以下のとおりです。

(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者